

XI
57

11-6

文化財保護委員会告示第二号

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準並びに助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を次のように定める。

昭和二十六年 五月十日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

天野 545

XI-57

国宝及び重要文化財指定基準

絵画、彫刻の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で、わが国の文化史上貴重なもの
- 二 わが国の会画彫刻史上、特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派あるいは地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品でわが国の文化にとって特に意義のあるもの

国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

書跡、筆跡、典籍、古文書の部

重要文化財

- 一 書跡、筆跡類は写経、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等の中から書道史上の代表と認められるもの、又は史料的に価値の高いもの
- 二 典籍類は、写本類では、和書、漢籍、著述稿本、聖教等に分か

ち、その原本又は優秀な古写本、あるいは系統的・歴史的にまつまつてゐる重要なもの。版本類は和漢古刻史上の代表であつてまれの遺品とし、一切経のときは宋元版等であつて全蔵又は残欠の少ないもの

三 古文書類は歴史上重要と認められるもの、及び相当数まつまつて史料価値の高いもの。日記記録類は学術上価値の高いものの原本、又はこれに準ずるもの

四 西域出土本、洋書類は稀覯にして学術的価値の高いもの

国 宝

重要文化財のうち特に学術的価値が高いもの、又は特に美術的に優秀なもの

工芸の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品中、製作が特に優秀なもの
- 二 わが国の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品でわが国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

考古、民俗の部

重要文化財

- 一 石器、土器、骨角牙器、木製品、玉類、土偶、土版等の石器時代遺物で特に学術的価値の高いもの
- 二 銅鐸、銅劍、銅鉾等を始め、金石併用期時代の遺物と認められる学術的に貴重な資料
- 三 古墳及びその他の遺跡の出土品、又は特異な伝世品で、学術的価値の高いもの
- 四 古墳以後の制にかゝる墳墓、飛鳥奈良朝以後の寺跡、経塚等の出土品で、学術的に貴重な資料となるもの
- 五 前代生活を思わせる重要な民俗資料
- 六 右のほか宗教、教育、学芸、産業、政治、軍事、生活等の遺跡の出土品又は遺物で、歴史的意義深く学術資料として重要なもの、又は製作上価値の高いもの

国宝

重要文化財のうち更に学術的価値が高く代表的なもの

建造物の部

重要文化財

- 建築（堂塔、社殿、宮殿、城廓、書院、茶室、民家、その他）、橋梁等の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓、碑等で建築的技法になるもののうち
 - 一 意匠的に優秀なもの
 - 二 技術的に優秀なもの
 - 三 歴史的価値の高いもの
 - 四 流派のあるいは、地方的特色において顕著なもの
- 但し、室町時代以降のものについては、特に代表的又は特殊なもの
- 国宝
- 重要文化財のうちきわめて優秀で、且つ、文化史的意義の特に深いもの

史跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

左に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 二 都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 聖廟、塾学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 五 薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- 六 関跡、一里塚、並木街道、條里制跡、堤防、築跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 七 墳墓並びに碑
- 八 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獸、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、濕原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 内特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上

- (四) 生物の働きによる地質現象
 - (四) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (四) 洞穴
 - (四) 岩石の組織
 - (四) 温泉並びにその沈積物
 - (四) 風化及び侵蝕に関する現象
 - (四) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (四) 氷雪霜の営力による現象
 - (四) 由特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
 - (四) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）
- 特別天然記念物
- 天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準

左に掲げるもののうちわが国文化の精髓を象徴し、古典的文化財として芸術的価値が高いもの、又はわが国民生活の伝統に根ざし、わが国文化の特質を保有し、歴史的意義を有するもの

一 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、しょうみょう声明、能楽、狂言、人形芝居、歌舞伎、琵琶、尺八、淨瑠璃、地唄、三曲、長唄、端唄、民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承・行事等

二 工芸技術関係

漆工、金工、木竹工、染織、陶磁器、建築その他のうち、たとえば蒔絵、きりぎりす漆飾、きざし象嵌、銅鏡、甲冑、日本刀、かた養刀具、きり裁金、すな砂子、木函、工具、和紙、版画、唐組、和染、人形、玩具、かま轆轤、あぶら油薬、上絵付、七宝、規矩術等